

## 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

### 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

#### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども**の利用料が無償化されます。
  - 新制度に移行していない幼稚園については、月額上限2.57万円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化しますが、預かり保育については、翌年度からが無償の対象となります(住民税非課税世帯は満3歳から対象)。
  - 通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- **0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

#### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**(標準的な利用料)も同様に**無償化の対象**とされます。  
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

### 幼稚園の預かり保育を利用する子ども

#### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

(注) 住民税非課税世帯で、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある子どもは、月額1.63万円が上限。

## 認可外保育施設等を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

- **3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

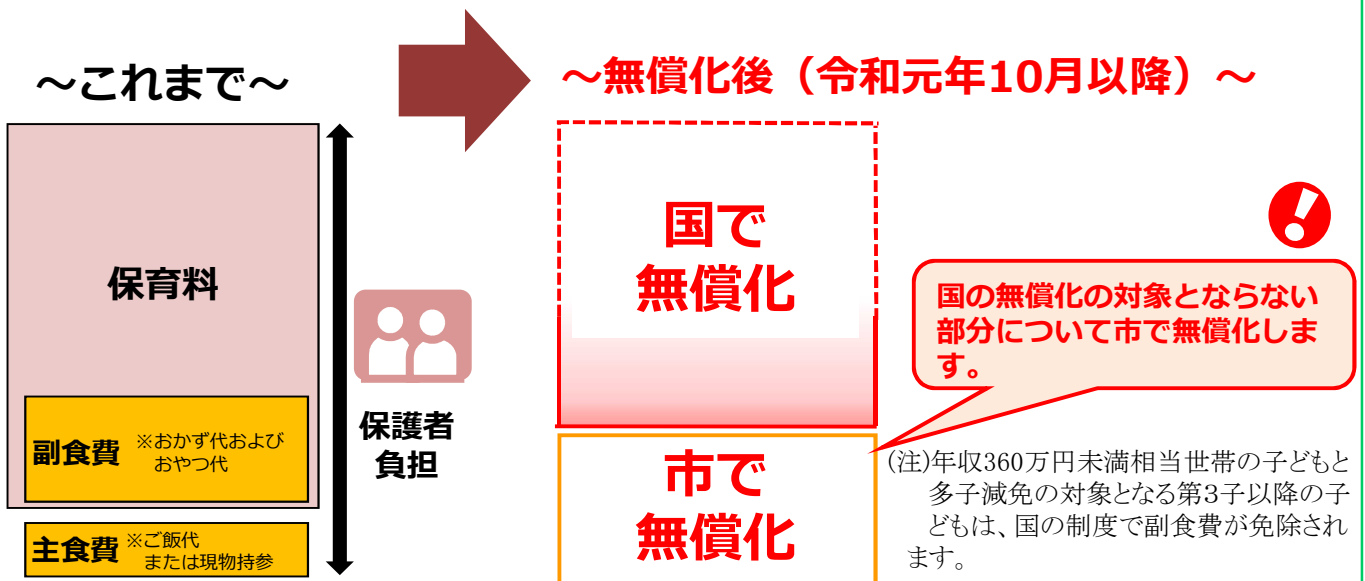
### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。**

(注)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

- 国では、保育所等の給食の材料にかかる費用（食材料費）については、無償化の対象外とし、保護者負担としていますが、市では独自に、市内居住の3歳から5歳児に係る給食費、「副食費」「主食費」を公立私立問わず、市が負担することとします（上限あり）。



問い合わせ先：須賀川市教育委員会事務局 こども課

TEL:0248-88-8124

MAIL:kodomo@city.sukagawa.fukushima.jp